

**飯田市の感染警戒レベルを5に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します**

令和3年1月16日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

南信州圏域においては、1月14日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、南信州圏域における直近1週間（1月9日～15日）の人口10万人当たり新規陽性者数は31.09人（陽性者48人、うち飯田市41人）と、その前週の4.53人（陽性者数7人、すべて飯田市）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、飲食店において集団的な感染が発生するなどリスクの高い事例もみられます。

全県に目を向けると、直近1週間（1月9日～15日）の人口10万人当たり新規陽性者数は19.43人（陽性者数396人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は67.4%（236/350床）、実質的な病床使用率（確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は58.3%、重症者の割合は8.3%（4/48床）となっています。

県としては、医療非常事態宣言を発出し、県民の皆様には感染防止へのご協力をお願いするとともに、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、南信州圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報Ⅰを発出している南信州圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な飯田市について、当面1月31日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 飯田市における県の対策強化について

飯田市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。飯田市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、『医療非常事態宣言』の発出を踏まえてのお願い』を遵守するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

（事業者への協力要請）

- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【第3期飯田市中心市街地活性化基本計画計画区域】（1月18日から31日まで）

(事業者及び商店街等への支援)

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【第3期飯田市中心市街地活性化基本計画計画区域】

④ 県、市及び地域の商店街等が連携し感染拡大防止対策などの取組の実施を検討します

(集中的な検査の実施)

⑤ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います

(公共施設の休止等の検討)

⑥ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、飯田市に対しても検討を要請します

- ① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第24条第9項)

飯田市にお住まいの方や訪問される方に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止(休業・営業時間短縮)について協力を要請します【第3期飯田市中心市街地活性化基本計画計画区域】(1月18日から31日まで) (特措法第24条第9項)

第3期飯田市中心市街地活性化基本計画計画区域(別紙参照)における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は1月18日*から当面31日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店 (酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時～20時)
飲食店等(酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項 第14号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 (5時～20時)

※ 18日の営業時間から(営業時間短縮の場合は18日の20時以降)適用

- ③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します【第3期飯田市中心市街地活性化基本計画計画区域】

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対し、飯田市と連携して支援します。

④ 県、市及び地域の商店街等が連携し感染拡大防止対策などの取組の実施を検討します

飯田市及び地域の商店街等と連携し、感染拡大防止対策や風評被害防止対策などの取組の実施を検討します。

⑤ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います

感染リスクが高いと思われる飲食店の従業員等に対し、飯田市と連携して、無症状の場合も含めPCR等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑥ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、飯田市に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策を徹底します。飯田市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 ＝ 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 ＝ 営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	----------------------	--



東側境界	桜町二丁目境界、大王路一丁目境界、小伝馬町一丁目境界、市道飯田63号線 市道飯田62号線（大正新道）、江戸町三丁目境界、江戸町四丁目境界
西側境界	市道飯田357号線、都市計画道路飯田中津川線、都市計画道路大通り線 飯田病院敷地境界、大通一丁目境界、大通二丁目境界、旭町境界
南側境界	都市計画道路水の手線、段丘の縁
北側境界	都市計画道路大門町羽場線、都市計画道路谷川線、都市計画道路大門今宮線 都市計画道路大宮下横町線、 J R 飯田線